

道路交通法改正による「ながら運転の厳罰化」

どうなるの？ながら運転

—令和元年12月1日施行—

令和元年12月1日より、ながら運転(下記(例)参照)が大幅に厳罰化されました。

みなさん！

「運転中、ちょっとスマホを触るくらい、ちょっと電話をするくらい、他の人もやってるし、バレないだろう」

といった甘い考えを持っていませんか。

以前飲酒運転が厳罰化され、今や「飲んだら乗らない」が常識になったように、携帯電話やスマホを持ったまま通話をしたり、画面を注視することは絶対に許されません。



(例1) 携帯で通話



(例2) 携帯を操作



(例3) カーナビを操作



どうなるの？ながら運転の処罰・処分

～詳しくは裏面へ～

【ながら運転の処罰・処分】

ながら運転をした場合（携帯電話使用等（保持）の罰則）

携帯電話など(※1)を手を持って通話した、または携帯電話などを手を持って画面を注視した場合

改正前

- 罰則 5万円以下の罰金
- 違反点 1点
- 反則金
大型 7,000円 普通 6,000円
二輪 6,000円 原付 5,000円

厳罰化

改正後

- 罰則 6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 違反点 3点
- 反則金 大型 25,000円 普通 18,000円
二輪 15,000円 原付 12,000円

※1 タブレット型端末や携帯型ゲーム機を含む

※ カーナビの画面注視は禁止行為ですが、罰則等の適用は「交通の危険」が生じた時のみ

ながら運転をして「交通の危険」を生じさせた場合（携帯電話使用等(交通の危険)の罰則)

携帯電話などを手を持って通話した、または携帯電話・カーナビ(※2)などの画面を注視し、交通の危険を生じさせた場合(※交通事故などを引き起こした場合)

改正前

- 罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金
大型 12,000円 普通 9,000円
二輪 7,000円 原付 6,000円

厳罰化

改正後

- 罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 違反点 6点(免許停止)
- 反則金 なし(即、罰則適用)
※上記罰則を適用

※2 車内に固定した携帯電話の画面表示を含む

以前に違反行為等のないドライバーであっても、1回の「ながら運転(交通の危険を生じさせた場合)」で免許停止処分となります。

車はひとたび事故を起こすと大惨事を引き起こす乗り物であることを再確認し、ドライバーは今一度気持ちを引き締めて、運転に集中するようにしましょう。



ながら運転等は
歩行者・自転車も危険